甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱

令和２年９月１１日

福第１６号

（趣旨）

第１　本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、就労移行支援事業

所及び就労継続支援事業所における障がい者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向

けた訓練含む。）並びに発達障がい児・者への在宅等での多様な支援を推進することを目的

とする。

（補助金の対象となる事業及び経費）

第２　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、別表に掲げるとお

りとする。

　（対象者）

第３　市内に所在する事業者のうち、前条に規定する別表の１の事業については、就労移行支

援事業者、就労継続支援Ａ型事業者、就労継続支援Ｂ型事業者（以下「就労系障害福祉サー

ビス事業者」という。）、別表の２の事業については、発達障がい児・者が利用している児

童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者（以下「発達障がい児・者支援事業者」と

いう。）及び就労系障害福祉サービス事業者とする。

２　持続化給付金等、他の経営支援策を受けている事業者は、補助の対象としない。

　（補助額）

第４　第２に規定する事業に対する補助額は、別表の１の事業については、１事業所あたり

上限２５０万円、在宅就労１人当たりに係る単価は上限２５万円とし、別表の２の事業につ

いては１事業所あたり上限２５万円とする。

　（補助金の算定方法）

第５　この補助金の交付額は、第２に定める補助対象経費の実支出額の合計額と前条に定める

補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じ

た場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請

書（様式第１号）及び就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書（様式第２

号）または、発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレー

ニングによる学習等実施計画書（様式第３号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市

長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７　市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の

上、適正と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第４号）

により申請者に通知する。

（補助金交付の条件）

第８　補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

（１）補助金の交付決定を受けた就労系障害福祉サービス事業者及び発達障がい児・者支援事

業者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承

認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目

的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限

りでない。

（２）補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請

　　書（様式第６号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示

を受けなければならない。

（４）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から５

年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した財産があ

る場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数（以下「財

産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければな

らない。

（実績報告書の提出）

第９　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１か

月を経過した日又は交付決定をした年度の３月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報

告書（様式第７号）及び就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書（様

式第８号）または、発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキル

トレーニングによる学習等実績報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０　市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助

金の額を確定し、通知書（様式第１０号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第１１　この補助金は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業者に

　対し、概算払いにより交付することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式

第１１号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）

については、財産処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはな

らない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第１２

号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取

得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるもの

とする。また、市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１３　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が０円の場合を含む。）は、仕入控

除税額報告書（様式第１３号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年

度６月３０日までに市長に提出しなければならない。

なお、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部

又は一部を返還させることがある。

（成果の発表等）

第１４　市長は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に

発表させることができるものとする。

２　補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

（雑則）

第１５　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年９月１１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付

決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助区分 | 補助対象経費 |
| １ | 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業 | 在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に要する費用※１　上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。※２　インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。 |
| ２ | 発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援事業 | 専用ＶＲ機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、ＶＲ機器等のハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入関連費用、セキュリティ対策等に要する経費※１　上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。※２　毎月のサービス利用費やインターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。 |

様式第１号

　令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

申 請 者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金交付申請書

　このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

　１　申 請 額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

　２　所要額調書（別紙１または別紙２）

　３　計画書（様式第２号または様式第３号）

　４　導入する機器等の見積書

　５　暴力団排除の誓約書

　６　その他参考となる書類

別紙１

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入経費所要額調書

　　 法 人 名：

　 障害福祉サービス事業所名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービス分類：

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入システム名 | システムの概要 | 導入システム単価（Ａ） | 導 入 数（Ｂ） | その他導入に必要な費用等（Ｃ） | 対象経費の合計額（Ｄ＝Ａ×Ｂ＋Ｃ） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別紙２

発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等経費所要額調書

　　 法 人 名：

　 障害福祉サービス事業所名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービス分類：

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入機器名 | 機器の概要 | 導入機器単価（Ａ） | 導 入 数（Ｂ） | その他導入に必要な費用等（Ｃ） | 対象経費の合計額（Ｄ＝Ａ×Ｂ＋Ｃ） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

様式第２号

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 導入システム名 |  |
| ② | システムの概要 |  |
| ③ | システムのメーカー |  |
| ④ | 購入又はリース・レンタルの別 |  |
| ⑤ | リース・レンタルの場合の契約期間 |  |
| ⑥ | その他導入に必要な費用等の内容 |  |
| ⑦ | テレワーク等で行う活動の内容 |  |
| ⑧ | テレワーク等の導入による効果等 |  |
| ⑨ | その他 |  |

様式第３号

発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキル

トレーニングによる学習等実施計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 導入機器名 |  |
| ② | 機器の概要 |  |
| ③ | 機器のメーカー |  |
| ④ | 購入又はリース・レンタルの別 |  |
| ⑤ | リース・レンタルの場合の契約期間 |  |
| ⑥ | その他導入に必要な費用等の内容 |  |
| ⑦ | ＶＲ機器等を用いて行う活動の内容 |  |
| ⑧ | ＶＲ機器等の導入による効果等 |  |
| ⑨ | その他 |  |

様式第４号

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲府市長　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、甲府市補助金等交付規則

及び甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第７の規定により、

次のとおり交付することに決定したので、通知します。

交付決定額　　　　　　　　　　　円

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱を順守すること。

なお、補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、以下のとおりとする。

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　補助金を他の用途に使用したとき

イ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき

エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日

から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞

金を市に納付しなければならない。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金

変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった事業計画を次のとおり変更したいので、甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第８（１）の規定により、申請します。

１　変更の理由

２　申 請 額　 金　　　　　　　　　　　　　　円

　３　所要額変更調書（別紙１または別紙２）

　４　計画書（様式第２号または様式第３号に変更箇所を赤字で記載すること）

　５　導入する機器等の見積書

　６　その他参考となる書類

別紙１

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入経費所要額変更調書

　　 法 人 名：

　 障害福祉サービス事業所名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービス分類：

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入システム名 | システムの概要 | 導入システム単価（Ａ） | 導 入 数（Ｂ） | その他導入に必要な費用等（Ｃ） | 対象経費の合計額（Ｄ＝Ａ×Ｂ＋Ｃ） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別紙２

発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等経費所要額変更調書

　　 法 人 名：

　 障害福祉サービス事業所名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービス分類：

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入機器名 | 機器の概要 | 導入機器単価（Ａ） | 導 入 数（Ｂ） | その他導入に必要な費用等（Ｃ） | 対象経費の合計額（Ｄ＝Ａ×Ｂ＋Ｃ） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

様式第６号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金

中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった事業計画を次のとおり中止（廃止）したいので、甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第８（２）の規定により、申請します。

１　中止（廃止）の理由

様式第７号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金事業実績報告書

令和　年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第９の規定により、次のとおり書類を添えて報告します。

１　精 算 額　　金　　　　　　　　　　　　円

２　経費実績額調書（別紙１または別紙２）

３　実績報告書（様式第８号または様式第９号）

４　導入した機器等の納品書、領収書、写真等

５　その他参考となる書類

　振 込 先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普 通 預 金　　・　　当 座 預 金 |
|  |  |
| 口座番号 |  |

様式第８号

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入実績報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 導入システム名 |  |
| ② | システムの概要 |  |
| ③ | システムのメーカー |  |
| ④ | 購入又はリース・レンタルの別 |  |
| ⑤ | リース・レンタルの場合の契約期間 |  |
| ⑥ | その他導入に必要な費用等の内容 |  |
| ⑦ | テレワーク等で行っている活動の内容 |  |
| ⑧ | テレワーク等の導入による効果等（自由記載） |  |
| ⑨ | その他 |  |

様式第９号

発達障がい児・者に対する専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキル

トレーニングによる学習等実績報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 導入機器名 |  |
| ② | 機器の概要 |  |
| ③ | 機器のメーカー |  |
| ④ | 購入又はリース・レンタルの別 |  |
| ⑤ | リース・レンタルの場合の契約期間 |  |
| ⑥ | その他導入に必要な費用等の内容 |  |
| ⑦ | ＶＲ機器等を用いて行っている活動の内容 |  |
| ⑧ | ＶＲ機器等の導入による効果等（自由記載） |  |
| ⑨ | その他 |  |

様式第１０号

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）　　　　　　様

甲府市長　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金の

額の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあったこのことについては、甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第１０の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第１１号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記補助金について、甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第１１第２項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

１　概算払請求額　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額① | 既概算交付額　　　② | 差　引　額①－②＝③ | 今回概算請求額④ | 備　考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払い請求理由

４　振 込 先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普 通 預 金　　・　　当 座 預 金 |
|  |  |
| 口座番号 |  |

様式第１２号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金により取得した

機器等に係る財産処分の承認について（申請）

甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱第１２第２項の規定に

基づき、次の処分について申請します。

１　処分の種類（該当するものに〇）

　　　（有償譲渡、有償貸付、無償譲渡、無償貸付、交換、廃棄）

２　処分の概要

　　　　補助年度

　　　　処分制限期間

　　　　経過年数

３　経緯及び処分の理由

４　参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

様式第１３号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

補助事業者

所 在 地

法 人 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定があった甲府市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業費補助金について、実施要綱第１３の規定により、次のとおり報告します。

１　甲府市補助金等交付規則第３条に基づく補助金の確定額　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

２の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の積算内訳等

誓　　約　　書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、市が必要な場合には、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑷　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

⑸　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑹　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２　１の⑵から⑹に掲げる者が、その運営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　府　市　長　　様

　　　　　 　　　[ 法人、団体にあっては事務所所在地 ]

住　　所

[ 法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名 ]

（ふりがな）

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

* 添付書類：役員等名簿